

新潟空港ビルディング株式会社 空港撮影取扱要領

新潟空港ビルディング株式会社

総務部事業開発課

制定日：2023.9.1

(目的)

第1条 この要領は、新潟空港ビルディング株式会社（以下「NAB」という。）が管理する新潟空港ターミナルビル（以下「空港ビル」という。）及び区域内で行われる、映画、テレビドラマ、コマーシャル等のための動画、写真の撮影（以下「撮影」という。）に関する、許可申請手続き、撮影に係る料金（以下「撮影料」という。）その他必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、NAB が管理する空港ビル及び区域内における撮影について適用する。但し、航空会社及びテナント事業者等が賃借及び管理する施設等を除く。

2 この要領は、次の各号に掲げる撮影について適用する。

- (1) 映画、テレビドラマ、コマーシャル（スポットCMを含む。）、プロモーションビデオ等の動画撮影
- (2) テレビ局のバラエティ・情報番組や特集番組等の撮影や生中継
- (3) 広告、ポスター、カレンダー、パンフレット、雑誌等の制作のために行う写真撮影
- (4) 教材、その他広報資料等の作成のために行う撮影
- (5) その他（音声録音等）、NAB が撮影と見なすもの

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「腕章」とは、NAB がこの要領に基づき許可した撮影であることを示すことを目的として指定した腕章をいう。
- (2) 「撮影者」とは、撮影を行う制作会社又は撮影の進行管理及びNAB との窓口業務を行うロケーションコーディネーター等をいう。
- (3) 「撮影参加者」とは、出演者、エキストラ、スタッフ及び広告代理店又はクライアント等の撮影に参加若しくは立会いを行う全ての関係者をいう。

(撮影可能場所)

第4条 撮影のために使用できる場所は、NAB が許可した場所に限る。但し、当該場所の一

部に撮影禁止施設等がある場合は、予め、NABはその旨を撮影者に伝えるとともに、撮影者はその指示に従わなければならない。

2 航空会社及びテナント事業者等が賃借及び管理する施設等においては、撮影者が当該管理者より、必要な許可を事前に得なければならない。

3 空港の安全運営に何ら支障がないことを原則とし、NABが国土交通省の定める空港管理規程に照らし合わせ、撮影の妥当性をその都度判断するものとする。

(撮影許可申請)

第5条 撮影者は、希望する撮影の実施可否について、予めNABに連絡し、相談をしなければならない。そのうえで原則として、撮影を行おうとする日の7営業日前までに、次に掲げる書類（以下、「申請書類」という。）をNABに提出し、その許可を得なければならない。

- ① 新潟空港内撮影許可申請書（以下「申請書」という。）
- ② 撮影者及び撮影参加者一覧表（以下「参加者一覧」という。）
- ③ 撮影内容が確認できる企画書等の説明文書
- ④ 撮影スケジュールが確認できる進行表などの説明文書

2 撮影者は、申請書類の提出方法について、事前にNABに対し確認を行うとともに、その指示に従わなければならない。

3 撮影者は、悪天候などの理由により撮影ができない場合への対応として、撮影日の予備日を設ける場合には、予めNABの許可を得なければならない。

(撮影許可)

第6条 NABは、前条の申請書類を受領した場合に、撮影の目的、内容、日時、場所及び人員等について審査を行い、撮影の可否を撮影者に通知するものとする。

2 NABは、撮影を許可するにあたり条件を付すことができ、撮影者はこれに従わなければならない。

(撮影許可内容の変更)

第7条 撮影者は、許可を受けた撮影の申請内容に変更が生ずる場合は、速やかにNABに報告し、変更の許可を受けなければならない。但し、撮影当日の変更は、原則認めないものとする。

2 NABは、前項の変更について、前条の審査及び通知を改めて行うものとする。

3 撮影者は、第1項に基づく申請について、NABの指示に従わなければならない。

(撮影料)

第8条 撮影者は、撮影料として別紙1に掲げる各料金をNABに支払わなければならない。

2 撮影者は、NABが発行する請求書に基づき、請求書発行月の翌月末までに、NABが指定す

る銀行口座に振り込むものとする。尚、振込手数料等、支払いにかかる諸手数料は撮影者の負担とする。

3 「空港施設等使用料」の算定に必要な撮影参加者数は、参加者一覧による。

4 別紙1の「基本料金」における撮影に要する1日あたりの時間は、機材搬入等の撮影準備から撮影終了後の原状回復までに要する時間（以下、撮影時間帯という）とする。

（撮影料の免除等）

第9条 会社は、次に該当する撮影については、前条に定める撮影料を免除することができる。

- (1) 国、地方公共団体等が広報活動の一環として行うもの
- (2) 空港ビルに入居する航空会社及びテナント事業者等が、自社の広報や研修のために行うもの
- (3) 空港の広報宣伝に資すると認められ、かつ空港の利用促進に繋がることと認められるもの
- (4) その他 NAB が適当と認めるもの

（撮影料以外の費用）

第10条 撮影者は、有料待合室、屋上等の有料施設を使用する場合は、各施設の使用料を別途支払わなければならない。

（撮影料の払戻し）

第11条 撮影料は、NABの都合により撮影を中止する場合を除き、返還しないものとする。但し、NABが特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

（延滞金）

第12条 撮影者は、撮影料の支払いを遅延したときは、その遅延した金額に対し、支払期限の翌日から納入された日までの期間に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金をNABに支払わなければならない。この場合の年は365日とする。

2 延滞金に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（現場責任者）

第13条 撮影者は、撮影を実施するにあたり、現場責任者を定めなければならない。

2 現場責任者は、撮影を安全かつ円滑に実施するため、撮影者及び撮影参加者を指揮並びに監督をしなければならない。

(撮影の実施)

第14条 撮影者は、事前にNABが許可した撮影日時、場所等で撮影を実施しなければならない。

2 NABは、現場責任者に、「腕章」を貸与する。また、現場責任者は、撮影時間帯においては、NABが貸与した腕章を必ず着用しなければならない。

3 現場責任者は、NABが貸与した腕章の紛失又は破損が無いよう、責任を持ってその管理に努めなければならない。

4 現場責任者及び撮影者は、撮影中に事故若しくはトラブルが発生しないよう、必要な処置を講ずるなど、安全管理に努めなければならない。そのために必要な備品並びに警備に要する人員の手配は撮影者が行わなければならない。

5 現場責任者及び撮影者は、撮影において問題が発生したときは、速やかにNABに報告するとともに、NABの指示に従わなければならない。

(原状回復)

第15条 撮影者は、撮影終了後の撮影現場の原状回復並びに清掃等を速やかに行わなければならない。そのために必要な備品並びに清掃に要する人員の手配は、撮影者が行わなければならない。

2 撮影者は、原状回復後の撮影現場について、NABの確認を受けなければならない。

(撮影の中止又は延期)

第16条 NABは、撮影を許可した日時に、国公賓等のVIPによる空港の利用又は悪天候による混雑等の発生があり、撮影の実施が空港の管理運営上に支障を生じさせる、若しくはその恐れがある場合は、撮影前又は撮影中において、撮影の中止又は延期をさせることができる。

(撮影の振替)

第17条 NABは、NABの都合により撮影を中止若しくは延期をさせた場合又は予め撮影予備日を許可した場合においては、当該撮影日の振り替えを認めるものとする。この場合、当該撮影料を振り替え後の撮影日の撮影料に充てることができる。

(禁止行為)

第18条 撮影者及び撮影参加者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 予め許可を得た場所以外で撮影を行うこと。
- (2) 予め許可を得た場所を、撮影以外の目的で使用すること。
- (3) 旅客、送迎人等の空港利用者及び空港従業員等に対し、迷惑を及ぼすこと。
- (4) NABの許可を得ないで、NABの施設等に商号、商標又は広告その他これに類する表示を

すること。

- (5) NAB の許可を得ないで、撮影する場所に造作すること。
- (6) NAB の許可を得ないで、撮影機材以外のものを持ち込むこと。
- (7) NAB の許可を得ないで、NAB の備品等を使用又は移動すること。
- (8) NAB の許可を得ないで、NAB の電源等の設備を使用すること。
- (9) NAB の許可を得ないで、立入禁止区域に立ち入ること。
- (10) その他 NAB が不相当と判断する行為を行うこと。

(違反した場合の措置)

第 19 条 NAB は、撮影者及び撮影参加者がこの要領に違反したとき、若しくは NAB の指示に従わないときは、直ちに撮影を中止させ退去を求める等、必要な措置を講ずることができるものとする。

(損害賠償)

第 20 条 撮影者及び撮影参加者が、故意又は過失により施設等を破損、汚損、亡失、又はその他の行為により、NAB、旅客又はその他の第三者に損害を与えた場合は、撮影者は直ちにその旨を NAB に報告するとともに、速やかに当該損害を賠償しなければならない。

2 撮影者及び撮影参加者は、旅客、その他の第三者の故意又は過失により生じた損害について、NAB に対し当該損害の賠償の請求をすることができない。

3 前条の措置により、撮影者及び撮影参加者等に生じた損害について、撮影者及び撮影参加者等は、NAB に対し当該損害の賠償の請求をすることができない。

附 則

この要領は、2023年9月1日から適用する。

撮影料単価表（第 8 条関係）

料金区分	動画	写真
基本料金（1 時間あたり）	10,000 円	5,000 円
空港施設使用料（一人につき 1 日あたり）		2,000 円
閉館時間内において空調を使用する場合 （1 時間あたり）		20,000 円

備 考

- （1） 基本料金、空港施設等使用料には、消費税及び地方消費税は含まない。
- （2） 撮影料は、料金区分における「基本料金」及び「空港施設等使用料」の合計額とする。
- （3） 22:00～翌 5:00 の撮影は、深夜割増料金として基本料金（1 時間あたり）に 25%上乗せする。

附 則

この撮影料単価表は、2023年9月1日から適用する。

改定：2024年4月1日